

令和元年6月18日現在

機関番号：32644

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17372

研究課題名（和文）シティズンシップ教育の排除性の生成構造の解明 米国教育史を事例として

研究課題名（英文）Citizenship education and the function of exclusion in the historical Context:  
Focusing on early 20th century America

研究代表者

斉藤 仁一郎 (Jinichiro, Saito)

東海大学・課程資格教育センター・講師

研究者番号：80756031

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、20世紀前半の米国の学校カリキュラム、とりわけ社会系教科に注目しながら、シティズンシップの育成を志向するカリキュラムが、どのような価値を強調し、それを実体化しようとしたのかについて検討した。その際に、カリキュラムにおいて重視される価値、カリキュラムの作り手、評価方法などに注目し、それらが同時期にどのように変化したのかを明らかにしようとした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の結果を踏まえると、米国では20世紀初頭からシティズンシップ教育の理論レベルでの精緻化が進んでいったが、その目的達成への工夫がなされるほど、実践化に向けた排除性が生まれる懸念があると言える。本研究では、これらの点を歴史的に言及することができた点に学術的な意義があると考えられる。一方、これらから示唆されるのは、シティズンシップ教育のカリキュラム開発のプロセスやあり方を誰もがアクセス可能な包摂的なものへとシフトさせていくか、という点である。このについては、教員養成研究や教育評価研究との接点を模索する必要がある。このような今後の展望を示した点に、本研究成果の社会的意義が存在すると思われる。

研究成果の概要（英文）：This research aims to reveal the process of creating citizenship education in the early 20th century, focusing on the school curriculum and function of exclusion. In general, the American school curriculum in the early 20th century tended to emphasize the importance of creating good citizens and, theoretically, cultivating good citizenship practices. However, emphasizing the concept of “making good citizens” tended to result in the function of exclusion. This research discovered this exclusion phenomenon on civic values, the curriculum creation process, and the method of evaluating citizenship. This phenomenon and structure came about for two key reasons: the curriculum theory tended to be specialized and sophisticated, and the curriculum began to be used in large geographic area.

研究分野：社会科教育、カリキュラム研究

キーワード：シティズンシップ教育 米国 公民科教育 カリキュラム

## 1. 研究開始当初の背景

変化の激しい現代社会において、民主的な市民を育成するためには、形式的な地位や権利を付与するだけでなく、それを実際に行使し、社会へ参加する実質的なシティズンシップの育成が重要となる。実際、近年のわが国においても、実質的な市民育成を志向する「シティズンシップ教育」の実践や研究が多様に展開されるようになった。

しかし、実質的な市民の育成を目指すことは、理論的には望ましいものの、その実践や普及を行う際には、実現可能性の障害になるものは少なくない。例えば、カリキュラム設計の段階で、良き市民と良くない市民の二分法的な状況になってしまったり、教育評価のやり方次第では、出来る人と出来ない人を選別する「排除性」を内包してしまう危険性がある。また、これらのカリキュラム作りや評価の方法が、一人ひとりの教師の手の届く範囲内の問題として存在するのか、高度であるがゆえに専門家の手に委ねられてしまうのかによっても変わってくる。

つまり、実質的な市民育成を促すカリキュラム・実践の普及においては、それが排除性を内包して進む可能性もある。しかし、「市民育成の排除性」が、具体的に学校カリキュラムの中で生み出される構造に着目した研究はこれまであまり見られない。

そこで排除性の生成過程に関する解明の糸口として、実質的なシティズンシップの育成が重視された過去の時代に注目する歴史的アプローチが有効だと考えた。その際に、本研究が選んだのは、20世紀前半の米国である。米国のシティズンシップ教育が排除性を生み出す構造を解明し、現代日本のカリキュラム開発に理論的視座を与えることに貢献する。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、米国シティズンシップ教育の大衆化過程を分析することを通して、カリキュラムの中に普及・高度化が生み出す諸問題について明らかにすることである。この分析を通して、現代のカリキュラム開発で生じる危険のある「市民育成の排除性」を克服することに寄与する。

## 3. 研究の方法

本研究は、カリキュラム開発に関わる文書・雑誌を読み解く文献研究であり、当時の理論や言説を考察し、そこから理論抽出を行う歴史的アプローチを採る。いくつかの事例を対象として焦点化していき、シティズンシップ教育をめぐる、価値、作成者、評価をめぐるジレンマや排除性について明らかにしていく。

## 4. 研究成果

研究成果は以下の6点である。

### (1)初等公民科カリキュラムにおける「脱政治化」の構造の解明

20世紀初頭の初等学校への公民科導入時におけるシティズンシップ育成に関わるカリキュラム研究である。この際に、フィラデルフィアの初等公民科のカリキュラムを対象とし、(1)低学年で学習する道徳や習慣に関わる市民的徳の教育と、高学年で学習するシティズンシップの教育とが有機的・段階的に関連づけられていること、(2)それによって、シティズンシップの脱政治化が起きていることを明らかにした。この研究成果は2017年3月に日本公民教育学会の『公民教育研究』に論文掲載された。

### (2)「良き市民」概念の排除性に関する教科書分析

20世紀前半の公民科教科書や関連報告書におけるシティズンシップ概念に関する分析である。20世紀前半の教科書記述等において「良き市民」の理念が強調された一方で、社会的・経済的に自立した市民や、身体的に障害等の無い人々を「良き市民」として捉えようとする傾向が見られたことを明らかにした。つまり、当時の「良き市民」の概念が、一定の排他性を持っていたことを意味する。この研究成果は、2016年12月に米国の全国社会科協議会の College & University Faculty Assembly の研究大会において、研究発表を行った。

### (3)米国社会科教育史における研究方法論のレビュー分析

20世紀初頭の米国社会科成立期に関するカリキュラム研究史の研究である。この際には、時代と共に、歴史研究で扱われるカリキュラムの概念が変容していることを明らかにした。これは、単に定義的な問題だけでなく、分析する側の研究枠組みが変容することによって、実際の歴史解釈も変化していることを示したものである。これらの研究成果は、2016年の日本カリキュラム学会の研究大会で研究発表をすると共に、2017年3月に全国社会科教育学会の『社会科教育論叢』に論文掲載された。

### (4)20世紀前半の米国社会科評価史の変遷分析

米国の20世紀前半における社会科教育に関する評価史に関して、成果発表を行った。この成

果は2017年10月の日本教育方法学会第53回研究大会において、「20世紀前半の米国社会科教育における情意面の評価方法」と題する発表を行った。この研究においては、20世紀前半の中で、客観的にわかる事実的な知識の評価をしていた段階から、生徒の態度面に及ぶ評価をする段階へと変化していく転換点に焦点を当て、それらの変化がなぜ起こったのかについて考察を行っている。それらの分析を通して、米国社会科成立当時の理念が当時の社会科教育関係者にどのように捉えられ、評価の議論へと関連付けられていったのかについて論じた。この点に関しては、発表した研究成果を加筆修正し、現在投稿を予定している。

#### (5)カリキュラム開発の専門家と教師の関係性のジレンマ

1916年に全米教育協会から出された『中等教育における社会科』のカリキュラム観と、ハロルド・ラッグのカリキュラム観を対比する形で考察を進めた。その際に、先行研究ではカリキュラムの理論、教材などを開発して点で高評価されてきたハロルド・ラッグのカリキュラム論において、個々の教師(実践者)がどのように捉えられていたのかという点に考察を行っている。これらの分析を通して、ラッグが教材と教師、理論家と実践家の協力・相互補完関係を意識していた点を論じた。この成果に関しては、2018年3月に刊行された雑誌『文明』(東海大学文明研究所)において「カリキュラム研究史に見る『近代性』に関する一考察 20世紀前半の米国社会科教育史に焦点を当てて」と題した論文となった。

なお、ここでの内容を大幅に加筆した論考が、2018年秋に出版された翻訳書『アメリカ人の生活と学校カリキュラム 生活に根差した学校に向けての次のステップ』の解説として収録された。この論考では、ハロルド・ラッグの著作・論文に注目しながら、20世紀前半のカリキュラム研究における専門家主義のジレンマについて論じた。この論考では、ラッグが緻密な理論的なカリキュラム研究を必要と考えた一方で、教師の自主性や主体性も重視していた点や、晩年のラッグが教師の専門性を信頼できずにいた点などにも言及した。

#### (6)ヴァージニア・プランにおける教科間連携の構造分析

ヴァージニア・プランに関する研究発表を、2019年3月開催の東北教育学会において行うことが出来た。発表題目は、「ヴァージニア・プランにおける総合領域と教科教育の位置づけに関する考察 H.C.キャズウェルの教科教育観との比較を通して」とした。本発表では、1934年版のヴァージニア・プランにおいて、コアの領域と各教科の領域とが、学習内容や能力目標などを含め、どのように関連づけられていたのかを論じた。

### 5. 主な発表論文等

#### 〔雑誌論文〕(計3件)

斉藤仁一朗、カリキュラム研究史に見る「近代性」に関する一考察 20世紀前半の米国社会科教育史に焦点を当てて、文明、査読有、22巻、2018、pp.13-24.

斉藤仁一朗、20世紀初頭米国におけるシティズンシップの脱政治化に関するカリキュラム研究 フィラデルフィアの初等公民科カリキュラムに注目して、公民教育研究、24巻、査読有、2017、pp.15-29.

斉藤仁一朗、米国社会科成立史研究における学説と研究目的の変遷と展望 日米の米国社会科成立史研究の比較を通して、社会科教育論叢、50集、2017、pp.131-140.

#### 〔学会発表〕(計5件)

斉藤仁一朗、ヴァージニア・プランにおける総合領域と教科教育の位置づけに関する考察 H.C.キャズウェルの教科教育観との比較を通して、東北教育学会第76回大会、2019.

斉藤仁一朗、20世紀前半の米国社会科教育における情意面の評価方法、日本教育方法学会第53回研究大会、2017.

斉藤仁一朗、新教科・科目成立時における多様な利害関係・ニーズの包摂戦略 米国社会科成立史を事例として、日本教育学会第76回大会、2017.

Jinichiro Saito, Reconsidering the concept of citizenship and care for the socioeconomic self-responsibility of students: Focusing on social studies in early-twentieth century America, Annual Conference of College & University Faculty Assembly, An Affiliated Group of National Council for the Social Studies, 2016

斉藤仁一朗、米国社会科成立史研究の史的変遷から見たカリキュラム概念の変容、日本カリキュラム学会第27回大会、2016.

#### 〔図書〕(計1件)

1. ハロルド・ラッグ著：渡部竜也、斉藤仁一朗、堀田諭、桑原敏典訳、春風社、アメリカ人の生活と学校カリキュラム 生活に根差した学校に向けての次のステップ、2018年10月  
翻訳担当：第8章・第24章・第25章(pp.131-149. pp.379-415)、訳者解説(pp.451-471)

様 式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

〔産業財産権〕

出願状況 (計0件)

取得状況 (計0件)

〔その他〕

ホームページ等

Research map

<https://researchmap.jp/saitojinichiro>

斉藤仁一郎 研究室

<http://jinichiro15.com/>

## 6 . 研究組織

(1)研究分担者

該当なし

(2)研究協力者

該当なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。